



令和7年7月号

# 地域包括支援センターだより

こんな**心配ごと**ありませんか？

物忘れが増えた



将来が不安



お金の管理



介護が必要になったときの  
手続きが心配



将来のことを考えるといろいろな心配ごとがあると思います。

そんな時にお手伝いできるのが**成年後見制度**です！

今回は「任意後見制度」について取りあげたいと思います。

任意後見制度



認知症などになったときに備え、元気なうちから「誰に」「何を」してもらうか、「自分で」決めておく制度です。

**裏面で説明します！**

法定後見制度

認知症などで、すでに判断能力が十分でない方向けの制度です。

財産の管理や様々な契約などの場面で支援を受けることができます。

【 裏面あり 】



## 任意後見制度はどんなもの？

任意後見制度は、認知症などによって判断能力が衰えたときの備えです！

### ■ いいところ💡

- 「誰に」任意後見人になってもらうか選べる
  - ・ 信頼できる家族、弁護士や司法書士などの専門家を選ぶ方が多いです。
- 「何を」してもらうか選べる
  - ・ 選んだ人と話し合いを重ねて契約を行います。
  - ・ 年金や税金の管理、介護保険の手続き、入退院の手続きなどをお願いできます。

### ■ 注意点⚠

- 費用について
  - ・ 手続きのための費用や、任意後見人への報酬などが必要となります。
  - ・ 財産の状況や、誰に何ををお願いするかによって変動します。
- 任意後見人ができないこと
  - ・ 葬儀などの死後の手続き（※ 別の契約が必要です）
  - ・ 直接の介護や家事
  - ・ 契約書に記載されていないこと など、この他にもあります。

制度について知りたい方は、以下までご連絡ください。

□ 高齢福祉課：34-3061 ・ 34-3237

□ 西部福祉課：92-3002

または お近くの地域包括支援センターまで



## 後期高齢者歯科口腔健診のお知らせ

【対 象】令和6年度中に75歳または80歳になられた方 など

【期 間】令和7年7月1日から12月30日まで

【料 金】無料

【場 所】長野県歯科医師会 加入歯科医院

詳しくは、対象の方に届く通知文をご覧ください。



## 成年後見制度相談会のお知らせ

司法書士による成年後見制度に関する相談会を開催します。

【日 時】8月26日（火）午後1時30分～午後4時（要予約）

【場 所】市役所本庁舎北別棟1階 高齢福祉課 相談室1

【予約・問い合わせ先】高齢福祉課福祉担当 電話：34-3237

または お近くの地域包括支援センターまで

松本市高齢福祉課福祉担当 電話 34-3237 FAX 34-3026

または お近くの地域包括支援センターまで